

登園許可書

(医療機関記入用)

保育園施設長殿

入所児童名：

ク ラ ス：

組

↓該当疾患に○をお願いします

○印	病 名	登園のめやす
1	※ 麻疹（はしか）	解熱後、3日経過していること
2	※ インフルエンザ	発熱後5日経過し、解熱後乳幼児は3日経過するまで
3	風疹（三日はしか）	発疹が消失していること
4	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が かさぶた になっていること
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫れが出てから5日経過し、全身状態が良好になるまで
6	結核	医師の判断により感染の恐れがないと認められていること
7	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過するまで
8	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
9	百日咳	特有の咳の消失、 又は5日間の適正な抗菌薬による治療の終了後
10	腸管出血性感大腸菌感染症(O157,026,O111)	医師の判断により感染の恐れがないと認められていること
11	急性出血性結膜炎	医師の判断により感染の恐れがないと認められていること
12	髄膜炎菌性髄膜炎(侵襲性髄膜炎菌感染症)	医師の判断により感染の恐れがないと認められていること

※印は 必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日 から登園可能と判断します。

医療機関名：

医 師 名：

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染性の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医による集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出してください。